

令和6年度 介護サービス事業者等自己評価票（指定居宅介護支援事業）

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第一基本方針	1 基本方針 (1) 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われているか。	法第80条第1項 省令第38号第1条の2第1項 平11老企22の第2の1	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	省令第38号第1条の2第2項 平11老企22の第2の1	☒	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行っているか。	省令第38号第1条の2第3項 平11老企22の第2の11	☒	☐	☐
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、区市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めているか。	省令第38号第1条の2第4項 平11老企22の第2の1	☒	☐	☐
第二人員に関する基準	1 従業者の配置の基準 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤の者を、利用者の数が35 又はその端数を増すごとに1 として置いているか。 ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とする	法第81条第1項 省令第38号第2条 平11老企22の第2の2の(1)	☒	☐	☐
	(2) 非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。	平11老企22の第2の2の(1)	☐	☒	☐
	2 管理者 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	省令第38号第3条第1項	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第二 人員に 関する 基準	(2) 管理者は、主任介護支援専門員であるか。 なお、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、管理者として主任介護支援専門員以外の介護支援専門員の配置を可能とする経過措置を設けているが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。	省令第38号第3条第2項	☒	☐	☐
	(3) 管理者は、専らその職務に従事する者であるか。 ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。 ① 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合 ② 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）	省令第38号第3条第3項 平11老企第22号第2の2の(2)	☒	☐	☐
	(4) 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務となっていないか。	平11老企第22号第2の2の(2)	☒	☐	☐
第三 運営に 関する 基準	1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	省令第38号第4条第1項 平11老企22の第2の3の(1)	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が省令第 38 号第 1 条の 2 に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。	省令第38号第4条第2項 平11老企22の第2の3の(1)	☒	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。	省令第38号第4条第3項 平11老企22の第2の3の(1)	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 す る 基 準	2 提供拒否の禁止 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んでいないか。	省令第38号第5条 平11老企22の第2の3の (2)	☒	☐	☐
	3 サービス提供困難時の対応 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら必要な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認める場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。	省令第38号第6条	☒	☐	☐
	4 受給資格等の確認 (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。	省令第38号第7条	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けようとする被保険者から提示された被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定居宅介護支援を提供するように努めているか。	法第80条第2項	☒	☐	☐
	5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。	省令第38号第8条第1項 平11老企22の第2の3の (3)の①	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	省令第38号第8条第2項 平11老企22の第2の3の (3)の②	☒	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	省令第38号第8条第3項 平11老企22の第2の3の (3)の③	☒	☐	☐
	6 身分を証する書類の携行 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	省令第38号第9条 平11老企22の第2の3の (4)	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 す る 基 準	7 利用料等の受領				
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供した際に利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	省令第38号第10条第1項 平11老企22の第2の3の(5)の①	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行った場合には、それに要した交通費以外の支払を利用者から受けていないか。	省令第38号第10条第2項 平11老企22の第2の3の(5)の②	☒	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。	省令第38号第10条第3項 平11老企22の第2の3の(5)の③	☒	☐	☐
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、施行規則第78条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法46条第7項 法施行規則第78条	☒	☐	☐
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、領収証に、指定居宅介護支援について、利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第78条	☒	☐	☐
	8 保険給付の請求のための証明書の交付 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	省令第38号第11条 平11老企22の第2の3の(6)	☒	☐	☐
	9 指定居宅介護支援の基本取扱方針				
	(1) 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。	省令第38号第12条第1項	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	法80条第1項、省令第38号第12条第2項	☒	☐	☐
	10 指定居宅介護支援の具体的取扱方針				
	(1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	省令第38号第13条第1号 平11老企22の第2の3の(7)の①	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三運営に関する基準	(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	省令第38号第13条第2号 平11老企22の第2の3の(7)の②	☒	☐	☐
	(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。 また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。	省令第38号第13条第3号 平11老企22の第2の3の(7)の③	☒ ☒	☐ ☐	☐ ☐
	(4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を居宅サービス計画に含めるよう努めているか。 〔 地域で不足していると認められるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、当該不足していると思われるサービス等が地域において提供されるよう関係機関等に働きかけていくことが望ましい。 〕 また、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、当該利用者について、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかに、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での課題を把握しているか。 なお、課題分析の方法については、平成11年11月12日老企第29号の別紙4の項目によっているか。	省令第38号第13条第4号 平11老企22の第2の3の(7)の④ 省令第38号第13条第6号 平11老企22の第2の3の(7)の⑥	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐	☐ ☐ ☐
	(5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。	省令第38号第13条第5号 平11老企22の第2の3の(7)の⑤	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 す る 基 準	(6) 介護支援専門員は、(5)に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に面接して行っているか。 この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を当該利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 また、当該アセスメントの結果について記録するとともに、省令第38号第29条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。	省令第38号第13条第7号 平11老企22の第2の3の(7)の⑦	☒	☐	☐
	(7) 介護支援専門員は、利用者の希望及び当該利用者についてのアセスメントの結果に基づき、当該利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、当該利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、当該サービスの種類、内容及び利用料並びに当該サービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すものであり、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではないことに留意する必要がある。	省令第38号第13条第8号 平11老企22の第2の3の(7)の⑧	☒	☐	☐
	(8) 介護支援専門員は、サービス担当学会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。 利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主事の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしているか。 当該サービス担当学会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、省令第38号第29条2項の規定に基づき、当該記録を2年間保存しているか。	省令第38号第13条第9号 平11老企22の第2の3の(7)の⑨	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 す る 基 準	(9) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 〔 居宅サービス計画原案とは、平成 11 年 11 月 12 日老企第 29 号の別紙 1 に示す標準様式第 1 表から第 3 表まで、第 6 表及び第 7 表に相当するものすべてを指すものである。〕	省令第 38 号第 13 条第 10 号 平 11 老企 22 の第 2 の 3 の (7) の ⑩	☒	☐	☐
	(10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。	省令第 38 号第 13 条第 11 号 平 11 老企 22 の第 2 の 3 の (7) の ⑪	☒	☐	☐
	(11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めているか。	省令第 38 号第 13 条第 12 号 平 11 老企 22 の第 2 の 3 の (7) の ⑫	☒	☐	☐
	(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、当該居宅サービス計画の実施状況の把握（当該利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。	省令第 38 号第 13 条第 13 号 平 11 老企 22 の第 2 の 3 の (7) の ⑬	☒	☐	☐
	(13) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主事の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に情報提供しているか。	省令第 38 号第 13 条第 13 号の 2 平 11 老企 22 の第 2 の 3 の (7) の ⑬	☒	☐	☐
	(14) 介護支援専門員は、(12)に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ② 少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。	省令第 38 号第 13 条第 13 号の 2 平 11 老企 22 の第 2 の 3 の (7) の ⑬	☒	☐	☐
	(15) 介護支援専門員は、利用者が要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者の専門的な見地からの意見を求めているか。 やむを得ない理由がある場合は、担当者に対する照会等により意見を求めているか。	省令第 38 号第 13 条第 14 号 平 11 老企 22 の第 2 の 3 の (7) の ⑭	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	(16) (3)から(11)までの規定は、(12)に規定する居宅サービス計画の変更について準用しているか。	省令第38号第13条第16号 平11老企22の第2の3の(7)の⑯	☒	☐	☐
	(17) 介護支援専門員は、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。 なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見を求める等を行っているか。	省令第38号第13条第17号 平11老企22の第2の3の(7)の⑰	☒ ☒	☐ ☐	☐ ☐
	(18) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所を希望する要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っているか。	省令第38号第13条第18号 平11老企22の第2の3の(7)の⑱	☒	☐	☐
	(19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を区市町村に届け出ているか。 省令第38号第13条第18号の2は、一定回数（基準第13条第18号の2により厚生労働大臣が定める回数をいう。）以上の訪問介護を位置付ける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。 なお、省令第38号第13条第18号の2については、平成30年10月1日より施行されるため、同年10月以降に作成または変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。	省令第38号第13条第18号の2 平11老企22の第2の3の(7)の⑲	☐	☒	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	(20) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めているか。 また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。	省令第38号第13条第19号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐
	(21) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。	省令第38号第13条第19号の2 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐
	(22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。 また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。	省令第38号第13条第20号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐
	(23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。	省令第38号第13条第21号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔ 省令第38号第13条第22号	☒	☐	☐
	(24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しているか。 また、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。	省令第38号第13条第22号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	(25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか	省令第38号第13条第23号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐
	(26) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、当該利用者にその趣旨（同条第1項の規定による居宅サービス若しくは地域密着型サービス種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。	法第80条第2項 省令第38号第13条第24号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☐	☒	☐
	(27) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	省令第38号第13条第25号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐
	(28) 指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。	省令第38号第13条第26号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐
	(29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第1項に規定する会議（地域ケア会議）から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。	省令第38号第13条第27号 平11老企22の第2の3の(7)の㉔	☒	☐	☐
	11 法定代理受領サービスに係る報告				
	(1) 指定居宅介護支援事業者は、毎月、区市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払いに関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。	省令第38号第14条第1項 平11老企22の第2の3の(8)の①	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、区市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しているか。	省令第38号第14条第2項 平11老企22の第2の3の(8)の②	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	12 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	省令第38号第15条 平11老企22の第2の3の(9)	☒	☐	☐
	13 利用者に関する区市町村への通知 指定居宅介護支援事業者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとしたとき。	省令第38号第16条 平11老企22の第2の3の(10)	☐	☒	☐
	14 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	省令第38号第17条第1項	☒	☐	☐
	(2) 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に基準の「第3 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	省令第38号第17条2項	☒	☐	☐
	15 運営規程 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項	省令第38号第18条 平11老企22の第2の3の(11)	☒	☐	☐
	16 勤務体制の確保等 (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、各指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	省令第38号第19条第1項 平11老企22の第2の3の(12)の①	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	(2) 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させているか。 ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りでない。	省令第38号第19条第2項 平11老企22の第2の3の(12)の②	☒	☐	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 特に介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員については、就業後6月から1年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講する機会を確保しなければならない。	省令第38号第19条第3項 平11老企22の第2の3の(12)の③	☒	☐	☐
	17 設備及び備品等 (1) 指定居宅介護支援事業所は、事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	省令第38号第20条 平11老企22の第2の3の(13)	☒	☐	☐
	(2) 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するために適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としているか。	省令第38号第20条 平11老企22の第2の3の(13)	☒	☐	☐
	18 従業員の健康管理等 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	省令第38号第21条	☒	☐	☐
	19 掲示 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	省令第38号第22条 平11老企22の第2の3の(14)	☒	☐	☐
	20 秘密保持 (1) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	省令第38号第23条第1項 平11老企22の第2の3の(15)の①	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	省令第38号第23条第2項 平11老企22の第2の3の(15)の②	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 する 基 準	(3) 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	省令第38号第23条第3項 平11老企22の第2の3の(15)の③	☒	☐	☐
	21 広告 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	省令第38号第24条	☒	☐	☐
	22 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 (1) 指定居宅介護支援事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 また、指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示をしていないか。	省令第38号第25条第1項 平11老企22の第2の3の(16)の①	☒ ☒	☐ ☐	☐ ☐
	(2) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 また、介護支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けていないか。	省令第38号第25条第2項 平11老企22の第2の3の(16)の②	☒ ☒	☐ ☐	☐ ☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	省令第38号第25条第3項 平11老企22の第2の3の(16)の③	☒	☐	☐
	23 苦情処理 (1) 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 なお、指定居宅介護支援事業者は、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示しているか。	省令第38号第26条第1項 平11老企22の第2の3の(17)の① 平11老企22の第2の3の(17)の④	☒ ☒	☐ ☐	☐ ☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 す る 基 準	(2) 指定居宅介護支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。 また、指定居宅介護支援事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	省令第38号第26条第2項 平11老企22の第2の3の(17)の②	☐	☒	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を区市町村に報告しているか。	省令第38号第26条第3項 平11老企22の第2の3の(17)の③ 省令第38号第26条第4項 平11老企22の第2の3の(17)の④	☐ ☐ ☐	☒ ☒ ☒	☐ ☐ ☐
	(4) 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	省令第38号第26条第5項	☐	☒	☐
	(5) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	省令第38号第26条第6項 省令第38号第26条第7項	☐ ☐	☒ ☒	☐ ☐
	24 事故発生時の対応 (1) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	省令第38号第27条第1項・第2項 平11老企22の第2の3の(18)の①	☐	☒	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行っているか。	省令第38号第27条第3項 平11老企22の第2の3の(18)の②	☐	☒	☐
	(3) 指定居宅介護支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	平11老企22の第2の3の(18)の③	☐	☒	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第三 運 営 に 関 す る 基 準	25 会計の区分 (1) 指定居宅介護支援事業者は、各指定居宅介護支援事業所において経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	省令第38号第28条 平11老企22の第2の3の (19)	☒	☐	☐
	(2) 具体的な会計処理方法等については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等によっているか。	平12老計8 平13老振発18	☒	☐	☐
	26 記録の整備 (1) 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	省令第38号第29条第1項	☒	☐	☐
	(2) 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 省令第38号第13条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 イ 居宅サービス計画 ロ 省令第38号第13条第13号に規定するアセスメントの結果の記録 ハ 省令第38号第13条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録 ニ 省令第38号第13条第14号に規定するモニタリングの結果の記録 ③ 省令第38号第16条に規定する区市町村への通知に係る記録 ④ 省令第38号第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録 ⑤ 省令第38号第27条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録	省令第38号第29条第2項	☒	☐	☐
第四 変 更 の 届 出 等	1 変更の届出等 (1) 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区市町村長に届け出ているか。	法第82条第1項 法施行規則第132条、 法施行規則第133条第1項・第2項	☐	☒	☐
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区市町村長に届け出ているか。	法第82条第2項 法施行規則第133条第2項	☐	☒	☐
第五 介 護 給	1 基本的事項 (1) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第20号の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」により算定しているか。	平12厚告20の一	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い 第 五 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	(2) 指定居宅介護支援に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が定める1単位の単価）に定める1単位の単価に(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	平12厚告20の二	☒	☐	☐
	(3) (1)、(2)により指定居宅介護支援事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算しているか。	平12厚告20の三	☒	☐	☐
	(4) 居宅介護支援費(Ⅰ)から(Ⅲ)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において区市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している指定居宅介護支援事業者について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定しているか。 (Ⅰ) 指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、指定介護予防支援事業者から委託を受けて行う指定介護予防支援の提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数で除した数（以下「取扱件数」という。） が40未満である場合又は、40以上の場合において、40未満の部分 (Ⅱ) 取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分 (Ⅲ) 取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分	平12厚告20 別表のイの注1	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五介護給付費の算定及び取扱い	2 運営基準減算 (1) 「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）の第 八十二号に該当する場合には、所定単位数の 100 分の 50 に相当する単位数を算定しているか。 なお、減算の基準は、次のいずれかに該当する場合とする。 ア 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。 ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。 イ 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。 ② サービス担当者会議の開催等を行っていない。 ③ 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家に対して説明し、文書により利用者等の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない。 ウ 次に掲げる場合において、サービス担当者会議等を行っていない。 ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合 ② 要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合 ③ 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 エ 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たって ① 当該事業所の介護支援専門員が 1 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない。 ② 当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が 1 月以上継続している。	平12厚告20 別表のイの注 2 平12老企36の第 3 の 6	☐	☒	☐
	(2) (1) の運営基準減算が 2 月以上継続している場合には、所定単位数を算定していないか。	平12厚告20 別表のイの注 2	☐	☒	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五介護給付費の算定及び取扱い	3 特別地域居宅介護支援加算 厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告20 別表イの注3 平24厚労告120	☐	☒	☐
	4 中山間地域等における小規模事業所の評価 厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準（1月当たり実利用者数が20人以下）に適合する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告20 別表のイの注4 平21厚労告83の一 平27厚労告96の四十六	☐	☒	☐
	5 中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域等）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平12厚告20 別表のイの注5 平21厚労告83の二	☐	☒	☐
	6 特定事業所集中減算 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。 なお、減算の基準は、次のとおりとする。 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。 ただし、正当な理由があると区市町村長が認めた場合は、この限りでない。 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、1月につき200単位を所定単位数から減算しているか。 なお、減算の基準は、次のとおりとする。 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。 ただし、正当な理由があると区市町村長が認めた場合は、この限りでない。 ※ 平成30年4月1日から適用するとしているが、平成30年4月1日から8月末日において作成された居宅サービス計画の判定から適用するものであり、減算については、同年10月1日からの居宅介護支援から適用するものである。		☐	☒	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第五介護給付費の算定及び取扱い	7 サービス種類相互間の算定関係 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス（短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していないか。	平12厚告20 別表のイの注7	☒	☐	☐
	8 初回加算 指定居宅介護支援事業所において、次に掲げる基準に適合する場合に、それぞれの単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、2の運営基準減算に該当する場合は、加算しない。 ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合 ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	平12厚告20 別表のロの注 平27厚労告94の五十六 平12老企36の第3の9	☒	☐	☐

第五介護給付費の算定及び取扱い 第	9 特定事業所加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区市町村長に届けた指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし特定事業加算(Ⅰ)から特定事業加算(Ⅲ)までのいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業加算(Ⅰ)から特定事業加算(Ⅲ)までのその他の加算は算定しない。 (1) 特定事業所加算 (Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が40%以上であること。 ⑥ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑨ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑩ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。 ⑪ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。(H28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用) ⑫ 他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していること。	平12厚告20 別表のハの注 平 27 厚労告 95 の八十四 平12老企36の第3の11	☐	☒	☐
---------------------------------	--	--	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	(2) 特定事業所加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。 ① (1)特定事業所加算（Ⅰ）の②、③、④及び⑥から⑫までの基準に適合していること。 ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。		☐	☒	☐
	(3) 特定事業所加算（Ⅲ） 次のいずれにも適合すること。 ① (1)特定事業所加算（Ⅰ）の③、④及び⑥から⑫までの基準に適合していること。 ② (2)特定事業所加算（Ⅱ）の基準②に適合すること。 ③ 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。		☐	☒	☐
	(4) 特定事業所加算（Ⅳ） 次のいずれにも適合すること。 ① 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算（Ⅰ）イ、（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）イ、（Ⅱ）ロ又は（Ⅲ）の算定に係る病院等との連携の回数の合計が35回以上であること。 ② 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。 ③ 特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）を算定していること。		☐	☒	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
第 五 介 護 給	10 入院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 入院時情報連携加算Ⅰ 入院してから当日の情報提供 ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 (2) 入院時情報連携加算Ⅱ 利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所の職員に対し利用者に係る必要情報を提供している。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	平12厚告20 別表の二の注 平 12 老企 36 の第 3 の 12 平27厚労告95の八十五	☒	☐	☐

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	11 退院・退所加算 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人保険施設（以下「病院等」という。）に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中に1回を限度として所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。 イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 450単位 ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600単位 ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 600単位 ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750単位 ホ 退院・退所加算（Ⅲ） 900単位	平12厚告20 別表のホの注 平12老企36第3の13	☒	☐	☐
第 五 介 護 給	<u>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。</u> <u>居宅介護支援費に係る退院・退所加算の基準</u> <u>イ 退院・退所加算（Ⅰ）イ 病院等からの職員からの情報収集を1回行っている場合。</u> <u>ロ 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 情報収集の方法をカンファレンスにより1回行っている場合。</u> <u>ハ 退院・退所加算（Ⅱ）イ 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合。</u> <u>ニ 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合。</u> <u>ホ 退院・退所加算（Ⅲ） 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場</u>				

項目	確 認 事 項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	12 緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者宅の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者に1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算しているか。	平12厚告20 別表のチの注 平 12 老企 36 の第3の16	☐	☒	☐
	13 ターミナルケアマネジメント加算 在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業者が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況などを記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。	平12厚告20 別表のリの注 平 12 老企 36 の第3の17	☐	☒	☐

令和7年（2025年）3月22日実施

居宅介護支援事業所 ひまわりの里

管理者 長濱 利加